



北 陸 地 方 整 備 局
羽 越 河 川 国 道 事 務 所
新 潟 県 警 察

取り扱い

配布後解禁

投げ込み先

新潟県政・新県政記者クラブ
新潟日報社(村上支局)
いわふね新聞社
その他専門紙

～大切な道路を守るために～ 特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和8年7月14日(火)に国道7号上^{かみおとし}大鳥チェーン着脱場において、大型車両の違法
運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的とした^{うえつ}羽越河川国
道事務所と村上^{むらかみ}警察署による合同取締りを実施しました。

取締り結果は以下のとおりです。今後も引き続き現地取締りを実施していきます。

合同取締り結果

取締り実施台数 1台

うち違反指導車両 1台

違反指導の内訳

道路法に基づく特殊車両通行許可違反 1台

道路交通法に基づく過積載違反 0台

取締り実施状況



重量計測



寸法計測

お問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関すること】

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

ふじさわ

住所: 新潟県村上市藤沢27-1

道路管理課長 住友 拓哉(すみとも たくや)

TEL: 0254(62)3211(代表)

ホームページ

X



【過積載に関すること】

新潟県警察 村上警察署 交通課

みなみまち

住所: 新潟県村上市南町2-3-18

TEL: 0254(52)0110(代表)

〈補足資料〉

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。
(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路車両運送法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」又は「通行確認」が必要です。

～重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対する即時告発の実施～

国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、軸重20tの車1台が10t車の約4,000台相当となり、全走行車両のわずか0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の約9割以上を引き起こしています。

特に基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化することとしています。

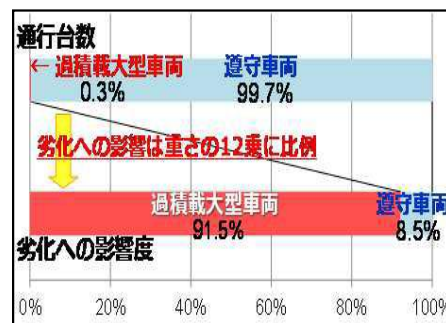
舗装のひび割れ



橋の裏面
(床版のひび割れ)



道路橋の劣化に与える影響



特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」又は従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で！



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。



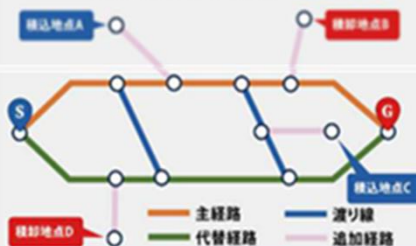
(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

＼こんな場合に特におすすめ！／

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

→2地点双方向2経路検索+ 追加経路

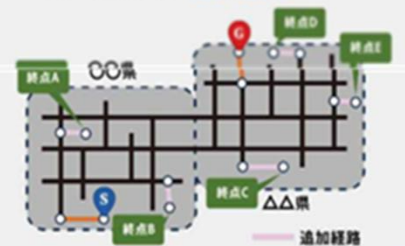


元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+ 追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索！

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948 (トウロクツシャ)



国土交通省

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速度道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携帯が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます！